

第17回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成24年11月15日(木) 15:00~17:00
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 <<委員>> 宮本委員長、市川委員、小澤委員、北橋委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

これまでの審議状況と今後の予定を報告し、早期供用の評価についてと、高速道路会社より認定申請を受けている10議題の経営努力要件適合性について審議を行った。

議 事

[報告事項]

これまでの審議状況と今後の予定

[審議事項]

- [議題1] 早期供用の評価について
- [議題2] 北関東自動車道(真岡 IC~桜川筑西 IC)の早期供用
- [議題3] 山陰自動車道(斐川 IC~出雲 IC)の早期供用
- [議題4] 東九州自動車道(高鍋 IC~西都 IC)の早期供用
- [議題5] 東九州自動車道(門川 IC~日向 IC)の早期供用
- [議題6] 関係機関との協議による返流ますを用いた調整池の縮小
- [議題7] 橋梁区間の中央分離帯の遮音壁構造の見直し
- [議題8] 掘割構造の中壁部にクラック誘発目地の設置
- [議題9] 掘割構造の間詰部における使用材料の工夫
- [議題10] 新型特殊吸音ルーバーの開発
- [議題11] 矩形水路の開発による掘割構造の断面見直し

報告事項について

- これまでの審議状況と今後の予定について、事務局より報告を行った。

審議事項について

- 議題1について、事務局案について了承し、運用指針に追記することとした。
- 議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定し

た。

主な意見は以下のとおり。

- ・河川合流部であり、河川管理者との協議は困難だったと思われる。(委員)
- ・協議が成立したのは会社の努力というより、河川管理者の理解があったからではないか。(委員)

●議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・4ヶ月工程を短縮できたのは、収用委員会の協力があったからだと思う。(委員)
- ・過去の会社の貢献度判定と比べても、協議の困難度や全体工程マネジメントの実施など、会社の貢献度は標準より高いのではないか。(委員)

●議題4について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・突然の口蹄疫による工程遅延のリスクを回避したことは評価できるところではあるが、会社の貢献度として標準より高い評価ができるかは微妙なところである。(委員)

●議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・土工の作業班編成を増やして工程短縮したことは、施工業者の努力であり、会社がどのような努力をしたのかこれだけでは分からない。(委員)
- 数か月で大きな土量の本線盛土をする必要があり、土の運搬計画の調整や、急速な盛土での品質を確保するための施工管理などの努力を行った。(会社補足説明)

●議題6について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.75 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・こういった分流ますは農業では使われているが、道路事業では使われておらず、技術的な工夫ととらえることができる。また、新しい提案のため河川管理者も許可しづらかったと思われるので、協議でも苦労があったのではないか。(委員)

●議題7について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

●議題8について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・当初計画段階でひび割れ対策について詳細な検討を行っていれば、当初から工夫の余地があったようにも思う。(委員)
- 検討経緯の中で、この場所においてその時点で最適と思われるひび割れ対策工法を選択してきたと考えている。(会社補足説明)

●議題9について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

・単に材料を変更しただけではなく、これだけの規模なので配合設計や現場での品質管理なども相当気を使ったと思われる。(委員)

●議題10について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断したが、材質の変更による縮減分は助成対象とせず、形状の変更による縮減分(縮減額の44%分)を助成対象とする。

主な意見は以下のとおり。

・今回の費用の縮減額として、形状を変更した部分と、材質をステンレスから高耐候性めっき鋼板に変更した部分にわけられるが、工事実施時点には遮音壁の標準仕様が亜鉛めっき鋼板から高耐候性めっき鋼板に変更になっており、材質の変更は通常の努力の範囲内だと考えられる。(事務局)

・縮減額のうち形状の変更と材質の変更に分けて考える必要はなく、全体額で評価してよいのではないか。(委員)

・当初計画時点での「く」の字型特殊吸音ルーバーはステンレス製品しかなかったのではないか。または、曲げ加工が必要になることからステンレスしか選択肢が無かったのではないか。(委員)

→当初計画時点にはステンレス製品しか無かったが、工事実施時点には高耐候性めっき鋼板は一般的になっており、曲げ加工も可能であった。(事務局)

・工事実施時点で遮音壁の標準仕様が高耐候性めっき鋼板に変更になっていることから、形状の変更による縮減分だけを助成対象とすることでよい。(委員)

●議題11について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

以 上